

令和5年度

定期監査結果報告書

会計事務局
都市整備部
議会事務局

松山市監査委員

様

松山市監査委員 大 宿 有 三

同 森 岡 研 二

同 大 木 健 太 郎

同 矢 野 尚 良

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目次

| | | | |
|----------|-------------|-------|----|
| 定期監査結果報告 | ----- | 1 | |
| 会計事務局 | ----- | 3 | |
| 都市整備部 | 都市・交通計画課 | ----- | 3 |
| 〃 | 都市生活サービス課 | ----- | 3 |
| 〃 | 公園緑地課 | ----- | 5 |
| 〃 | 道路河川整備課 | ----- | 6 |
| 〃 | 道路河川管理課 | ----- | 6 |
| 〃 | みち水路メンテナンス課 | ----- | 7 |
| 〃 | 空港港湾課 | ----- | 7 |
| 〃 | 都市デザイン課 | ----- | 8 |
| 〃 | 住宅課 | ----- | 9 |
| 〃 | 松山駅周辺整備課 | ----- | 10 |
| 〃 | 建築指導課 | ----- | 11 |
| 〃 | 公共建築課 | ----- | 12 |
| 議会事務局 | ----- | 12 | |

定期監査結果報告

1 監査の対象及び期間

令和5年度歳入歳出予算の執行及び関連ある事項を次の課等について、下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

| 監 査 対 象 | 対 象 期 間 | 監 査 期 間 |
|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 会 計 事 務 局 | 令和5年 4月 1日から 令和5年 8月 31日まで | 令和5年 10月 3日から 令和5年 11月 29日まで |
| 都 市 ・ 交 通 計 画 課 | 〃 | 〃 |
| 都 市 生 活 サ ー ビ ス 課 | 〃 | 〃 |
| 公 園 緑 地 課 | 〃 | 〃 |
| 道 路 河 川 整 備 課 | 〃 | 〃 |
| 道 路 河 川 管 理 課 | 〃 | 〃 |
| み ち 水 路 メ ン テ ナ ン ス 課 | 〃 | 〃 |
| 空 港 港 湾 課 | 〃 | 〃 |
| 都 市 デ ザ イ ン 課 | 〃 | 〃 |
| 住 宅 課 | 〃 | 〃 |
| 松 山 駅 周 辺 整 備 課 | 〃 | 〃 |
| 建 築 指 導 課 | | |
| 公 共 建 築 課 | 〃 | 〃 |
| 議 会 事 務 局 | 〃 | 〃 |

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 収入事務

- ・ 調定は根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 調定額の算定は適正か。また、調定漏れはないか。
- ・ 許認可又は契約締結による収入事務は適正に行われているか。
- ・ 現金取扱、訪問徴収は適正に行われているか。
- ・ 私人の徴収委託は適正に行われているか。
- ・ 債権管理は適正に行われているか。

(2) 支出事務

- ・ 金額の算定等、支出事務は適正に行われているか。
- ・ 補助金の支出は適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ・業者選定等、契約事務は適正に行われているか。
- ・契約書、仕様書等に基づき適正に履行されているか。

(4) 財産管理

- ・備品及び郵券等の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。

(5) 課特有の事務

- ・薬品等は適正に管理されているか。

3 監査の実施内容

各課等に対し関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前回の指摘事項等が適正に処理されているかについて留意し、必要に応じて現地調査を実施した。

また関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、議会事務局での政務活動費関係事務の支出事務については、大木健太郎監査委員及び矢野尚良監査委員は除斥した。

4 監査の結果

1 から 3 まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについて、次に記載する指摘・要望事項を除き、適正と認められた。

なお、文中で特に説明のない数値は令和 5 年 8 月 31 日現在のものであり、金額は表示単位未満を四捨五入したものである。

会計事務局

1 会計事務事業の支出事務について

会計事務事業は、会計管理者の権限に属する収入及び支出の審査並びに記録管理、現金及び証券等の出納保管、決算の調製の事務を執行する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

会計事務事業の執行額は、5,514 千円となっている。これらのうち消耗品費 22 件 176 千円、印刷製本費 5 件 2,592 千円、手数料 1 件 1,518 千円、保険料 1 件 420 千円、使用料及び賃借料 1 件 30 千円、工事請負費 1 件 96 千円、負担金 1 件 34 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 有価証券等の保管状況について

会計事務局が保管する有価証券等の保管状況について有価証券整理簿等関係書類を抽出調査したところ、適正に保管されていた。

都市・交通計画課

1 市駅前広場整備事業の支出事務について

市駅前広場整備事業は、公共交通の乗り継ぎ利便性の向上や、にぎわい空間の創出による中心市街地の活性化を促すため、1 日約 3 万人の乗降客が行き交う松山市駅前を新たに「交流広場」として整備する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

市駅前広場整備事業の執行額は、156,584 千円となっている。これらのうち委託料 4 件 72,862 千円、工事請負費 4 件 39,265 千円、補助金 2 件 39,838 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

都市生活サービス課

1 収入事務について

(1) 交通安全対策使用料

交通安全対策使用料は、市営大街道駐輪場の使用料であり 4,366 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 道路橋梁維持使用料

道路橋梁維持使用料は、市道の占用料であり 99,087 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類（道路占用許可申請書、道路占用許可決裁簿等）を抽出調査（5月分）及び現地調査（三番町五・六丁目、花園町、千舟町五丁目）したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

- ・市道占用物件の申請指導等について

市道占用の許可については、松山市道路占用規則第2条により占用許可の申請書を提出することとなっているが、現地調査を行ったところ、無許可で設置している物件が9件見受けられた。

市道占用の適正化については、巡回や通報による現地確認及び訪問指導、広報誌での周知を行うなどの対策を継続的に講じているものの、依然として申請のない物件や不適法な物件があることから、これらの物件が後を絶たない原因を検証し、改善に向けた検討を行い、市道占用許可の適正化に努められたい。

(3) 交通安全対策手数料

交通安全対策手数料は、撤去自転車等移動保管手数料であり 464 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 交通安全対策費雑入

1) 自転車等処分収入

自転車等処分収入は、保管期限切れの自転車等の処分収入であり 352 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2) 自動販売機電気使用料外

自動販売機電気使用料外収入は、松山市営大街道駐輪場に設置された清涼飲料水等自動販売機の販売手数料及び電気使用料であり 97 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 駐車場管理費雑入

駐車場管理費雑入は、松山市中之川地下駐車場等指定管理者固定納付金等であり 5,436 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 地籍調査事業の支出事務について

地籍調査事業は、国土調査法に基づき地籍の明確化を図るため、都市部及び山間部において調査区域内の土地一筆ごとの所有者、地番、地目、面積等の調査を実施し、地籍図及び地籍簿を作成する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

地籍調査事業の執行額は、186,839 千円となっている。これらのうち報償費 4 件 444 千円、消耗品費 8 件 453 千円、委託料 4 件 136,874 千円、使用料及び賃借料 1 件 1,370 千円、負担金 1 件 614 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

公園緑地課

1 収入事務について

(1) 環境衛生使用料

環境衛生使用料は、市営墓地使用料であり 7,490 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 公園緑地総務使用料

公園緑地総務使用料は、都市公園施設管理使用料等であり 2,348 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・使用料の納入時期について

都市公園占用料及び都市公園使用料の納入時期は、松山市都市公園条例施行規則により、都市公園の使用の許可の際徴収することとされているが、実施するイベント等が雨天中止となる事情等から実施後に納入を依頼し、適正な時期に納入されていないものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。

(3) 公園緑地総務費雑入

公園緑地総務費雑入は、松山総合公園の自動販売機売上分配金等であり 840 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 公園管理費雑入

公園管理費雑入は、都市公園に設置される Wi-Fi 機器の電気料金等であり 962 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 都市緑化推進事業の支出事務について

都市緑化推進事業は、市民参加による緑豊かな街づくりを目指し、民有地の緑環境の保全及び緑化推進を図る事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

都市緑化推進事業の執行額は、4,590 千円となっている。これらのうち報償費 10 件 212 千円、消耗品費 5 件 1,529 千円、印刷製本費 1 件 53 千円、委託料 2 件 273 千円、補助金 61 件 1,125 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 薬品の管理状況について

薬品の管理状況について調査したところ、適正に管理されていた。

5 公園の管理状況について

都市公園は令和5年8月31日現在345公園389.24haであり、前年度と比べ、1公園0.01ha増加している。これら都市公園の維持管理について5か所を抽出し現地調査したところ、適正に管理されていた。

道路河川整備課

1 収入事務について

(1) 砂防費分担金

砂防費分担金は、松山市崖崩れ防災対策事業にかかる分担金であり1,670千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 街路・幹線道路整備事業の支出事務について

街路・幹線道路整備事業は、中心市街地との基幹的な連絡道路となる都市計画道路や幹線道路の整備を行うことで、交通渋滞の解消・緩和や通行の安全性を確保し、都市交通の円滑化や都市機能の強化を図ることを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

街路・幹線道路整備事業の執行額は、258,860千円となっている。これらのうち消耗品費14件161千円、委託料2件22,260千円、工事請負費3件2,637千円、公有財産購入費1件24,534千円、負担金1件60千円、補償補填及び賠償金3件189,201千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

道路河川管理課

1 収入事務について

(1) 財産管理使用料

1) 財産管理使用料

財産管理使用料は、都市下水路占用料であり1千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2) 法定外公共物管理使用料

法定外公共物管理使用料は、法定外公共物敷地内での工作物等設置に係る使用料であり6千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 土地建物売払収入

土地建物売払収入は、法定外公共物を用途廃止した市有地の売払収入であり862千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 道路等管理事業の支出事務について

道路等管理事業は、老朽化などで通行に支障が生じている市道等、道路施設及び道路附属物等の補修を行うほか、トンネル、大型カルバート、門型標識の点検、設計業務委託及び補修工事を適切に進める事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

道路等管理事業の執行額は、244,870千円となっている。これらのうち委託料3件16,774千円、使用料及び賃借料1件5千円、工事請負費19件56,805千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

みち水路メンテナンス課

1 道路環境管理事業（執行委任分）の支出事務について

道路環境管理事業（執行委任分）は、市道の街路樹等について、通行に支障がないよう道路環境の維持管理を行う事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

道路環境管理事業（執行委任分）の執行額は、108,693千円となっている。委託料6件108,693千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

空港港湾課

1 収入事務について

(1) 漁港管理使用料

漁港管理使用料は、漁港施設の係船料等であり676千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 港湾管理使用料

港湾管理使用料は、野積場使用料等であり14,762千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・ 不要な収納領収書の作成について

まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」に設置しているコイン式のシャワー等の使用料は、市の会計員が直接コインケースの現金を回収し、払込書にて市に納付しているが、本来作成すべきではない収納領収書が作成されている状況が見受けられた。不要な収納領収書を作成した理由及び改善に向けた取組を検証し、今後においては適正な事務処理に努められたい。

(3) 上屋管理使用料

上屋管理使用料は、市営の貨物上屋等の使用料であり 13,068 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 港湾管理費雑入

港湾管理費雑入は、待合所の電気使用料等であり 785 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 上屋管理費雑入

上屋管理費雑入は、市営の貨物上屋等の使用にかかる電気使用料であり 543 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 港湾施設環境整備事業の支出事務について

港湾施設環境整備事業は、愛媛県から管理を委託されている松山港、北条港、中島港及び本市管理の堀江港、西中港の清掃業務等を実施することにより、利用者及び周辺住民にとって快適な空間確保を図ることを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

港湾施設環境整備事業の執行額は、11,274 千円となっている。これらのうち手数料 1 件 88 千円、委託料 5 件 10,445 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

空港港湾課及び港務所の備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 郵券等の管理状況について

港務所の郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

都市デザイン課

1 収入事務について

(1) 都市計画総務手数料

都市計画総務手数料は、屋外広告物許可申請等にかかる手数料であり 3,417 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査及び現地調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

・無許可物件の取扱いについて

屋外広告物については、松山市屋外広告物条例第 7 条により設置の許可を受けることとなっている。

令和 4 年度に実施されたエリアマネジメントの対象地域について現地調査を行ったところ、全 10 件のうち、6 件が現地調査時において改善が見られない状況であった。これらのことについては、広告業界全体への意識啓発や、毎年エリアを変えて実施する無許可物件への一斉指導等の対

策を継続的に講じているものの顕著な改善には至っていない状況となっている。

無許可物件の状況把握及び許可申請に繋がる取組等を検証し、許可を受けている設置者等との公平性を保つ観点からも、松山市屋外広告物条例に基づき適正な事務手続きを徹底されたい。

(2) 土地建物貸付料

土地建物貸付料は、事業用定期借地による普通財産貸付料であり 2,527 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 都市開発事業費雑入

都市開発事業費雑入は、中心市街地活性化の取組について原稿依頼を受けたもので、13 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 景観形成推進事業の支出事務について

良好な景観によるまちづくりを推進するために、景観法及び松山市景観条例に基づく景観計画の運用や大規模行為に対する民間事業者への景観誘導の指導・届出審査等を行うとともに、景観教育や景観賞等の啓発事業を通じ、広く市民に対して景観啓発を図る事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

景観形成推進事業の執行額は、1,621 千円となっている。これらのうち報償費 1 件 64 千円、委託料 1 件 1,376 千円、使用料及び賃借料 1 件 1 千円、負担金 1 件 50 千円の支出事務について支負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

住 宅 課

1 収入事務について

(1) 住宅管理使用料

住宅管理使用料は、市営住宅の管理使用料であり 296,944 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査、滞納整理事務について滞納整理表を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

・収入未済の解消について

住宅管理使用料について、催告書の送付や個別訪問、連帯保証人への働きかけなどの対策は実施されているが、令和 4 年度末の収入未済額は、80,625 千円で前年度と比べ 12,521 千円増加しており、また、令和 4 年度末の収入率は、90.25%で前年度と比べ 1.6 ポイント低下しており、特に滞納繰越分の低下が見受けられた。

収入未済額が増加している理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、収入未済の解消に努められたい。なお、精査の結果、債権回収が不可能な案件については、不納欠損処分についても検討されたい。

(2) 駐車場管理使用料

駐車場管理使用料は、市営住宅の駐車場管理使用料であり 23,327 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 住宅管理手数料

住宅管理手数料は、住宅管理使用料の督促手数料であり 2 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 駐車場管理手数料

駐車場管理手数料は、駐車場管理使用料の督促手数料であり 1 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 住宅管理費雑入

住宅管理費雑入は、行政代執行に係る原因者負担金等であり 938 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 市営住宅建替事業の支出事務について

市営住宅建替事業は、「松山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、和泉地区の 4 団地及び北条地区の 5 団地の建替え・集約を行い、安全性の確保や居住水準の向上を図ることを目的とした事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

市営住宅建替事業の執行額は、90,156 千円となっている。これらのうち普通旅費 1 件 23 千円、委託料 1 件 495 千円、工事請負費 9 件 73,708 千円、負担金 2 件 36 千円、補助金 2 件 15,820 千円、補償補填及び賠償金 1 件 33 千円の支出事務について支出負担行為等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

松山駅周辺整備課

1 収入事務について

(1) 財産管理使用料

財産管理使用料は、松山駅周辺土地地区画整理事業に伴う松山市管理地の道路占用料であり 67 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 松山駅周辺整備費雑入

松山駅周辺整備費雑入は、中央省庁等関係機関への要望活動用務に伴う支給旅費であり 172 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山駅周辺整備事業の支出事務について

松山駅周辺整備事業は、愛媛県による J R 松山駅付近連続立体交差事業にあわせて、松山市が松山駅周辺土地地区画整理事業、関連街路事業及び路面電車の駅前広場内引き込み等により、松山駅周辺地区の一体的な整備を図り、「県都の陸の玄関口」にふさわしい魅力あるまちづくりを実現することを目的とした事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

松山駅周辺整備事業の執行額は、427,406 千円となっている。これらのうち報償費 1 件 17 千円、普通旅費 5 件 475 千円、委託料 6 件 62,078 千円、工事請負費 3 件 56,256 千円、備品購入費 2 件 62 千円、負担金 4 件 267 千円、補償補填及び賠償金 6 件 42,543 千円の支出事務について支負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

建築指導課

1 収入事務について

(1) 建築指導手数料

1) 建築指導手数料

建築指導手数料は、建築確認申請等の手数料であり 7,238 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・申請書等の確認について

申請手数料の取扱いについては、建築指導課窓口にて申請者又は申請代理人から申請書を受け付け、調定書を作成し相手方に内容を確認した後で納付書を手渡すが、申請書に記載された申請者の氏名と異なる氏名で発行されているものが見受けられた。申請者の氏名と異なる氏名で発行してしまった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。

2) 開発許可申請等手数料

開発許可申請等手数料は、開発行為許可申請等の手数料であり 3,098 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 木造住宅耐震診断事業の支出事務について

近い将来発生が予想されている南海地震等による木造住宅の被害を最小限に抑えるために、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断に要する費用の一部を補助し、耐震診断率の向上及び市民の防災意識の高揚を図る事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

木造住宅耐震診断事業の執行額は、939 千円となっている。これらのうち委託料 1 件 815 千円、補助金 1 件 39 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

公共建築課

1 建築工事の設計監督事務事業の支出事務について

建築工事の設計監督事務事業は、市建築物の新築、改築、改修及び修繕工事の設計、工事監理や建築基準法の規定に基づく定期点検を行う事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

建築工事の設計監督事務事業の執行額は、666 千円となっている。これらのうち普通旅費 2 件 178 千円、消耗品費 16 件 198 千円、修繕料 1 件 42 千円、備品購入費 1 件 20 千円、負担金 4 件 194 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

議会事務局

1 会議録作成等事務の支出事務について

会議録作成等事務は、会議公開の原理に基づく住民への公表手段、公の証拠書類として本会議議事録や各種委員会記録を作成し、公開している。また市民に開かれた議会、市民参加型議会への転換を目指し、本会議のインターネット中継（ライブ・録画）等を実施する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

会議録作成等事務の執行額は、2,549 千円となっている。これらのうち委託料 3 件 2,219 千円、使用料及び賃借料 1 件 330 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 政務活動費関係事務（令和 4 年度）の支出事務について

政務活動費関係事務は、「松山市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、政務活動費を交付する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

政務活動費関係事務の執行額は、41,768 千円となっている。これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

・政務活動費に関する指導及び確認について

前回監査時に要望を行った政務活動費に関する指導及び確認については、各派代表者会議での説明や全議員に文書で周知を行うなどにより政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努められている。

しかしながら、収支報告書について、支出伝票の金額の科目別集計表への転記誤り、支出伝票に誤った金額が記載されているものが見受けられた。

また、領収書に宛名や件名等が記入されていないなど内容が不十分なもの、感熱紙で作成されている領収書で印字が不鮮明になっているもの、「政務活動費の手引」で求められている明細書の添付がないものが見受けられた。

政務活動費の経費の支出についての説明責任は議員個人に委ねられているものの、議会事務局において、今回要望事項となった事案の確認ができなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、議会により作成された手引を尊重する趣旨からも、更なる指導及び確認を行われたい。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。